

関川村結婚新生活支援事業補助金

住宅の購入費やリフォーム、家賃、引越し費用の一部を補助します
婚姻日の夫婦の年齢が29歳以下は最大60万円
39歳以下は最大30万円



受付期間 令和7年3月31日まで

対象者 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し、
受理された新婚世帯

補助要件 次の1～6全てを満たす夫婦

1. 夫婦とも村内に住所があり、補助の対象の住宅に同居している。
2. 補助金を受け取った日から、夫婦が3年以上村内に定住する意思がある。
3. 令和5年分（令和5年1月1日～令和5年12月31日）の夫婦の合計所得が500万円未満である。
4. 婚姻日に、夫婦とも年齢が39歳以下である。
5. 過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたことがない。
6. 夫婦のどちらも村税の滞納がない。また、村外から転入している場合は、転入前の市区町村税も滞納がない。

補助対象経費 結婚に伴い支払った以下の費用

1. 住宅の購入費用 住宅の購入費・工事請負費
2. 住宅のリフォーム費用 住宅のリフォーム費
3. 住宅の賃借費用 敷金・礼金・共益費・仲介手数料・家賃
4. 引越し費用



必要書類

※1 コピーではなく窓口で交付されたもの
※2 市区町村が発行する前年分のもの

全員が提出	1. 「補助金交付申請書（様式第1号）」 2. 婚姻届受理証明書又は夫婦の戸籍謄本の写し※1 3. 夫婦の住民票の写し※1 4. 夫婦の所得証明書※2 5. 夫婦の市区町村税の納税証明書※2 6. 「誓約書（様式第3号）」
該当者のみ	・ 貸与型奨学金の返済額を確認できる書類（奨学金を返済している場合）
住宅を購入した場合	・ 住宅の売買契約書または請負契約書及び領収書の写し
住宅をリフォームした場合	・ 住宅のリフォーム請負契約書及び領収書の写し
住宅を賃貸した場合	1. 住宅の賃貸借契約書の写し 2. 家賃や初期費用の支払いがわかる領収書の写し 3. 「住宅手当支給証明書（様式第2号）」
引越しをした場合	・ 引越し費用の領収書の写し

詳細は、関川村ホームページをご確認いただくか担当へお問い合わせください

【問い合わせ先】 関川村役場 住民税務課 住民環境班 TEL 0254-64-1471